

特例環境配慮書審査意見書

「東京都市計画道路幹線街路環状第4号線（港区港南一丁目～同区白金台三丁目間）建設事業」に係る特例環境配慮書（以下「配慮書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第33条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池 百合子

記

第1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：東京都
代表者：東京都知事 小池 百合子
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
- 2 対象計画の案の名称及び種類
名 称：東京都市計画道路幹線街路環状第4号線（港区港南一丁目～同区白金台三丁目間）建設事業
種 類：道路の新設
- 3 対象計画の所在地
起 点：港区港南一丁目（補助第146号〔都道316号（旧海岸通り）〕交差点）
終 点：港区白金台三丁目（放射第3号〔都道312号（目黒通り）〕交差点）

第2 意 見

本事業の配慮書における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われ、その記載内容は事業段階環境影響評価における環境影響評価書案に相当するものと認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【騒音・振動】

自動車の走行に伴う道路交通騒音レベルは、評価の指標とした環境基準と同値又はわずかに下回る程度であり、また、計画道路に近接して幼稚園などの教育施設が存在し、本事業による影響が懸念されていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置について検討すること。

【景観】

橋梁構造区間においては、「品川駅・新駅周辺景観形成特別地区」に指定されており、また、地域住民からも景観への影響の懸念も示されていることから、今後、詳細なデザインや色彩等を決定するに当たっては、専門家等の意見を反映するよう努めること。

【廃棄物】

工事の施行に伴う建設廃棄物等の予測において、区間別に排出量、再資源化量等を推計しているが、高輪・港南区間においては、複数の道路構造となっていることから、道路構造別に排出量、再資源化量等を推計し、環境影響の程度について評価すること。